

# 令和8年度 浜寺小学校 いじめ防止対策基本方針

## 1. いじめに対する基本認識

いじめ防止対策推進法・堺市いじめ防止基本方針に則り、本校のすべての教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、いじめを積極的に認知し、いじめ対策委員会をもちながら対応にあたる。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障がいなどに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを子どもに学習させておく。
- (10) 学校全体の教育活動を通じて「いじめは決して許されるものではない」ということの理解を子どもたちに促す。

## 3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 常にいじめがないか気を配る。（SC・SSWとの情報交換、いじめ対応チェックリスト）
- (2) こどもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、個別面談等）
- (3) こどもの行動を注視する。（いじめ対応チェックリスト）
- (4) 保護者と情報を共有する。（電話連絡・家庭訪問、PTA会議等での報告）
- (5) 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

## 4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等いじめを発見した学校教職員は、抱え込むことのないよう速やかに、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 管理職等は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

※「いじめの解消」については、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認め、本人及びその保護者に対し、面談等により確認が取れていること。

## 5 いじめアンケート調査の実施

6月頃、10月頃、2月頃の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには必要に応じ、いじめアンケート調査、いじめ対策委員会を実施し、早期に適切な対応を行う。

## 6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

管理職、教務、学年主任、生徒指導主任等を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じてSC・SSWとも連携をとる。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての学期に一度の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

また、いじめ問題への対応として、「児童の実態把握、いじめのない集団作り」をめざした意識の共有等（いじめアンケート対応とその共有）を6月、10月、2月に実施する。

### 【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家に参加を要請し、対応する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

※重大事態：①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

## 7 ネット上のトラブル対応について

スマートフォンなどの携帯通信端末の普及に伴い、SNS（ラインなど）を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校2年生以上を対象にネットいじめプログラムを開催（年2回以上）し、ネット上のトラブル未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保する。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(観衆への対応)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標へ対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるように留意する。
- (8) 次のような特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
  - ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツのある児童
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒 など

【児童の様子をよく見て把握する】

- 前年度の担任等から、これまでの人間関係の「不満」「不安」「我慢」を引き継ぎ、その情報を把握した状態でこどもの様子を見とる。
- いじめの兆候は見られないか  
無視、仲間外れ、暴力などの様子に特に注意
- いじめにつながりやすい遊びをしていないか、
  - ・直接体への攻撃につながりやすいもの  
プロレスごっこ、デコピンなど
  - ・特定の子がターゲットになりやすいもの  
おにごっこ、ドッジボールなど
- 暴言が飛び交っていないか  
「うざい」「きもい」「死ね」などの言葉は使わないように指導する。
- こども同士のおごりおごられ、貸し借りはないか
  - ・金銭（高額の買い物をしている場合、家庭状況にも要注意）
  - ・ゲームソフト、携帯ゲーム機
  - ・トレカ

【事件があったときには、迅速かつ丁寧に対応する】

- トラブルがあった時には…
  - ・すぐに報告する（主任、管理職へ。その日のうちに管理職が把握）
  - ・児童が下校するまでに、加害・被害両方の児童から事情を聞き取る。  
双方の言い分が異なっている場合には、周囲の児童からも状況を聞き取る。  
可能な限り、下校までに双方が納得している状況にする。
  - ・起こった事象、聞き取った内容について、記録をとり、時系列で整理しておく。
  - ・その日のうち（できれば児童が主観的な話をする前）に、保護者に連絡する。  
一緒に下校して対面で伝える、のびのお迎えのタイミングで伝える、など
  - ・保護者対応の後は、その後のいきさつなど、事実関係を詳細に主任や管理職に報告する。
  - ・月末の「気になる児童報告」に記入する。人権・生指部会で報告する。

【自分の行動や考え方を点検する】

- こどもとのコミュニケーションがとれているか。やりとりのできていない子はいないか。
  - ・よくこどもと話しているか（特に気になる子とは二人だけで話す機会をつくる）
  - ・一言日記など、文章でのやりとりができていないか  
（書き言葉の方が得意な子がいる）
- 少しでも気になったことはすぐに相談する。  
「こんなことぐらい」「相手が忙しそう」等の理由で躊躇しないことが早期解決につながる。

## いじめ防止に関する年間計画

	学校行事等	いじめ防止に関する取組	担当者、外部専門家等
4	始業式 参観・懇談会① 家庭訪問 各種検診	・校内いじめ不登校対策委員会の発足 ※随時開催 ※毎月職員会議で気になる児童情報共有 ・教育相談①保護者（希望者） ・L-Gate「心の健康診断」（※毎週実施） ・早寝・早起き・朝ごはん，挨拶等の指導・取組（朝礼・生活目標・道徳の時間等で通年）	生徒指導主任  担任、特別支援 Co、管理職 担任・生徒指導主任・管理職 全教職員
5	スポーツテスト 校外学習 各種検診	・登校指導 ・学校協議会① ・学校評価者会議① ・はまでらっ子グループ（縦割り活動） （5・6・7・9・10・11・2・3月実施予定） ・いじめ防止授業 ・いじめアンケート①	西堺警察 管理職、学校協議員（地域） 管理職、学校評価者（地域） 全学年  全学年 全学年
6	土曜参観② 学校水泳	・浜寺南中学校健全育成委員会 ・浜寺小学校健全育成委員会 ・教育相談②児童（アンケート聞き取り） ・もちあじ（各クラス）いいところ見つけ ・障がい者理解教育（出前授業等） ・「安心できる学校」話し合い・朝礼	管理職・生徒指導主任・PTA 管理職・生徒指導主任・地域 担任 担任 全学年・各学級 全学年
7	個人懇談会① 終業式	・教員夏季研修会（人権・生徒指導） ・教育相談③保護者（懇談後必要に応じて） ・情報モラル教育（ネットいじめ防止プログラム）	全教職員 担任、特別支援 Co、管理職 2年生以上
8	夏季休業 始業式	・教員夏季研修会（人権・生徒指導）	全教職員
9	5年宿泊学習	・学校協議会②	管理職、学校協議員（地域）
10	オープンスクール③ 校外学習 6年連合運動会	・学校評価者会議② ・いじめアンケート② ・いじめ暴力防止（CAP）プログラム	管理職、学校評価者（地域） 担任 担任 4年
11	体育参観④ 6年修学旅行 5年連合音楽会	・教育相談④児童（アンケート聞き取り） ・もちあじ（各クラス）いいところ見つけ	担任 担任 全学年
12	個人懇談会②	・教育相談⑤保護者（懇談後必要に応じて） ・情報モラル教育（ネットいじめ防止）	担任、特別支援 Co、管理職 担任 2年生以上
1	終業式 冬季休業 始業式	・年度末振り返り会議 ・いじめアンケート③	全教職員 担任
2	参観・懇談会⑤	・学校協議会③ ・教育相談⑥児童（アンケート聞き取り） ・「安心できる学校」振り返り	管理職、学校協議員（地域） 担任 担任 全学年
3	卒業式・修了式	・教育相談⑦保護者（来年度に向けて） ・学校評価者会議③ ・情報モラル教育（ネットいじめ防止等）	担任、特別支援 Co、管理職 管理職、学校評価者（地域） 2年生以上（実態に応じて1年生も）